富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの床頭台等設置運営事業者の公募に係る条件等

1　施設の概要

(1) 施設の名称
　富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

(2) 所在地
　富山市下飯野 36 番地

(3) 施設の規模等

ア　リハビリテーション病院（物件の設置場所）
　病床数 150 床

イ　こども支援センター（物件の設置場所）
　入所定員 52 人

ウ　療養介護棟（物件の設置場所）
　病床数 30 床

2　公募の対象とする物件

公募の対象とするのは、リハビリテーション病院、こども支援センター及び療養介護棟に設置する次の物件（以下「床頭台等」といいます。）です。

(1) 床頭台システム（床頭台にテレビ、冷蔵庫、課金装置及びセーフティボックスを備えたものをいいます。以下同じ。）

(2) 洗濯・乾燥機（洗濯機と乾燥機の機能を兼ね備えたものをいいます。以下同じ。）

(3) カード販売機及びカード精算機

≪利用可能設備≫

床頭台まわり	アンテナ端子（地上デジタル放送、ＢＳデジタル放送、ＣＳデジタル放送の受信が可能）及びコンセント（２口） …各病床に、それぞれ１か所
洗濯・乾燥機まわり	防水パン及びコンセント（２口） …各洗濯・乾燥機に、それぞれ１か所
カード販売機まわり	コンセント（２口） …各機に、それぞれ１か所
カード精算機まわり	コンセント（２口） …１か所

※　電気設備、給排水設備の増設、通信回路の開設等が必要な場合は、県の承認を得て設置運営事業者の負担により実施することとします。

3　設置場所・設置数

次のとおりリハビリテーション病院、こども支援センター及び療養介護棟に設置します（別添の平面図を参照願います。）。

(1) 床頭台システムの設置場所・設置数

	階	病棟の種別	病床数	４床室	１床室	重症室(個室)	特1床室
新病棟	５階	一般病棟	49 床	11 室	3 室	2 室	－
	４階	回復期リハビリ病棟	50 床	11 室	4 室	2 室	－
	３階	回復期リハビリ病棟	50 床	11 室	4 室	2 室	－
		合計	149 床	33 室	11 室	6 室	－

	階	病棟の種別	病床数	４床室	１床室	親子乳所室
旧病棟	５階	療養介護棟	２床	－	２室	－
こども棟	１階	こども支援センター	５床	－	３室	２室
		合計	７床	－	５室	２室

病床へ各１台（計 156 台）

※ 特１床室の床頭台等は、今回の募集の対象とはしません。

※ 設置数は当院の事業計画等により変更することがあります。

(2) 洗濯機・乾燥機の設置場所・設置数

新病棟各階の洗濯乾燥室に各２台（計６台）

(3) カード販売機の設置場所・設置数

新病棟各階のデイルームに各１台、リハビリテーション病院１階の売店付近に１台（計４台）

(4) カード精算機の設置場所・設置数

リハビリテーション病院１階の売店付近に１台

４　施設利用形態

(1) 設置運営事業者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４第７項の規定による行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」といいます。）を受けて、床頭台等を設置します。

(2) 使用許可の予定期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までの５年間とします。

なお、毎年度、設置運営事業者からの申請に基づき使用許可を更新することとします。

(3) 使用上の制限

使用許可を受けた県の財産を、使用許可を受けた用途以外の用途に使用することはできません。また、使用許可を受けた権利を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。

(4) 使用許可の取消し及び変更

使用許可をした財産を県が公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は使用許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

５　経費負担等

次に掲げるものなど、床頭台等の設置・運営に当たって必要となる経費は、すべて設置運営事業者の負担とします。

(1) 富山県行政財産の使用料に関する条例（昭和 39 年富山県条例第 13 号）に基づく行政財産使用料

行政財産使用料は、占有面積（設置する物件の垂直投影面積）に同条例に基づき算出された単価を乗じて算出します。）

現在の使用料の単価(R8 参考)：新病棟　年間 24,428 円/㎡
こども棟　年間 24,449 円/㎡
旧病棟　年間　8,528 円/㎡

(2) 納付金

設置運営事業者が提案する一定の割合を、売上実績額（税込）に乗じた額とします。

(3) 光熱水費（電気料、水道代等）　実費相当額

※　(1)から(3)までについては、県の請求に基づき県へ納付

(4) 清掃及び保守に要する経費並びに廃棄物等の処理経費

(5) 通信運搬費、消耗品費等の経費

(6) 床頭台等の設置・運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害の回復及び賠償に係る経費

(7) ＮＨＫ放送受信料（ＢＳ分込み）

(8) 使用許可部分に係るセキュリティ経費及び設置備品等に係る火災保険料

(9) 落雷や停電による機器の破損に要する修繕等の復旧に係る経費

(10) 退去する際の原状回復に係る経費

６　床頭台等の設置・運営の条件

(1) 運営・保守管理体制

ア　予備機器を用意するなど故障等に即応するほか、患者からの苦情等に直ちに対応できる体制を整えること。

イ　定期的な保守点検を行うこと。

ウ　冷蔵庫及び床頭台については、利用者の入院時及び退院時の清掃並びに定期の清掃を実施すること。

エ　洗濯・乾燥機については、定期の清掃を実施すること。

オ　設置機器の清掃方法について、清掃マニュアルを作成し本病院の承諾を得ること。

カ　販売機へのカード補充、売上金の回収、精算機における清算金の補充は設置運営事業者が行うこと。

キ　設置運営事業者は、業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託又は請け負わせてはならない。やむを得ず業務の一部を委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ本病院の書面による承認を受けること。

(2) 障害者、車椅子利用者等への配慮

障害者、車椅子利用者等が利用しやすいよう、設備の構造・機能、運営の方法等を工夫すること。

(3) 設置物件ごとの要求水準

＜共通事項＞

設置機器は、原則、新品とし、各機器は次の水準を満たすこと。

ア　テレビ

(ｱ) 患者がベッドに横たわっても見やすい大きさ（19インチ程度以上）の国内メーカー液晶テレビであること。

(ｲ) 地上デジタル放送、ＢＳ放送及びＣＳ放送が受信できること。

(ｳ) リモコン付で、他のテレビのリモコンと干渉しにくいこと。

(ｴ) リモコンは、リモコン掛けの設置等により、収納しやすいものであること。
(ｵ) リモコンは、操作ボタンや表示文字が大きいなど、操作しやすいものであること。
(ｶ) 利用料金は、現行料金（１時間当たり 45 円（税込））を目安とすること。
(ｷ) 利用料金の支払は、プリペイドカードにより行うものであること。
(ｸ) テレビは、アーム式とするなど角度を上下左右に容易に調節できるものとすること。
(ｹ) 患者が用意したイヤホンで視聴ができること（専用のイヤホンでしか視聴できないテレビではないこと。）。
(ｺ) リモコンのボタン操作により画面上に字幕表示できるものであること。
(ｻ) DVD プレーヤーを設置すること。

イ　床頭台

(ｱ) 利用料金は、無料とすること。
(ｲ) 大きさは、ベッド周辺での医療行為やリハビリの実施、車椅子利用者による視聴等に配慮されたものとし、幅 50cm、奥行 50cm 程度のものとすること。
(ｳ) 色調については、県と協議の整ったものとすること（設置する床頭台について、どのような色調を採用することができるか企画提案書に記載してください。）。
(ｴ) 転倒防止及び耐震性のための措置が講じられていること。
(ｵ) 角に丸みを持たせる、コーナーガードを装着するなど患者の安全を確保するための措置が講じられていること。
(ｶ) 抗菌性、耐熱性、耐水性及び耐久性に優れていること。
(ｷ) ペダル式一括ロックで固定ができるキャスター付きのものであって、移動時に大きな音が生じないものであること。
(ｸ) 揮発性有機化合物（ＶＯＣ）（特にホルムアルデヒド）による室内汚染に対して、十分な対策が講じられていること。
(ｹ) 設置場所に埃等が溜まりにくい構造であること。
(ｺ) 電源ケーブル及びアンテナ線については、ベッドの左右のいずれにも床頭台が設置できる長さを確保するとともに、これらの配線の収納にも配慮されたものであること。
(ｻ) 足元灯（フットライト）及び電源コンセントが備え付けられていること。

ウ　セーフティボックス

(ｱ) 利用料金は、無料とすること。
(ｲ) 床頭台の引出しの内部に固定して収納する方式で、紙幣用の財布が十分収納できる程度の容量を確保すること。
(ｳ) 鍵は複製が困難なものとするほか、こじ開け等による盗難の防止のための措置が講じられていること。
(ｴ) 患者が鍵を紛失した場合は、マスターキーで施錠及び解錠ができる体制を整えるとともに、新たな鍵を速やかに提供できる体制を整えること。
(ｵ) 鍵の交換は、無償とすること。

エ　冷蔵庫

(ｱ) 利用料金は、現行（150 円（税込）/日）を目安とすること。

(ｲ) 霜取りが不要であること。

(ｳ) 国内メーカー又は国内生産品であること。

(ｴ) 容量は 20ℓから 25ℓ程度で音の静かなものであること（20dB 以下が望ましい)。

(ｵ) 抗菌仕様で清掃及び消毒が容易なものであること。

(ｶ) 閉め忘れ防止対策として、利用者に知らせる機能を要すること。

(ｷ) 年間消費電力がなるべく少ないもの（省エネ）であること。

(ｸ) 料金の支払は、プリペイドカードにより行うものであること。

オ　洗濯・乾燥機

(ｱ) 洗濯容量は、4.5kg 以上であること。

(ｲ) 運転音が静かで、静謐な療養環境が確保できるものであること。

(ｳ) 全自動式であること。

(ｴ) 利用料金は、洗濯機及び乾燥機のそれぞれが現行料金（100 円（税込）/回、100 円/（税込）30 分）を目安とすること（洗濯乾燥機は現行 300 円（税込）/回)。

(ｵ) ドラム式のものとし、車椅子の利用者が利用しやすい大きさであること。

(ｶ) 防水パン(640㎜×640㎜)に設置できる大きさであること。

(ｷ) 開閉扉について、各階に左開きのものを１台、右開きのものを１台配置すること。

カ　プリペイドカードシステム（カード販売機・カード精算機）

(ｱ) テレビ及び冷蔵庫、洗濯機、乾燥機を、同一のカードで利用できること。

(ｲ) 課金装置には残時間や残度数が分かりやすく表示されること。

(ｳ) カード販売機及び精算機については、車椅子の利用者が利用しやすい高さであること。

(ｴ) 転倒防止のための措置のほか、盗難防止等の防犯上必要な措置が講じられていること（盗難等の被害はすべて事業者がその責を負うこと。)。

(ｵ) 精算手数料は徴しないこと。

(ｶ) 停電や電源の遮断により、課金に支障が生じないものであること。

(ｷ) カード販売機で高額紙幣（１万円・５千円）を使用できない場合は、両替機を設置し、つり銭切れが無いよう管理すること。

(4) 自由提案について

(3)の要求水準は設置物件ごとに必ず満たさなければなりませんが、これを上回る水準の物件を設置しても差し支えありません。

患者の利便性やアメニティの向上に資すると認められるものについては、企画提案書に記載し、自由に提案してください（患者者の利便性やアメニティの向上の程度に応じて、評価します。)。

7　その他の条件等

(1) 床頭台等の設置運営の業務に従事する者は、病院内で患者に接する業務であるとの自覚を持ち、清潔感ある身なりや適切な言葉遣いで業務に当たること。

(2) 従業員に定期健康診断を受診させる等、健康管理を行うこと。なお、健康管理については、以下のとおりとする。

ア　従業員の感染症対策として、本病院が別に勧める抗体価検査及びワクチン接種の実施に努めること。

イ　従業員が感染症に罹患したときは（罹患したおそれのあるときを含む)、本病院に対し速やかに報告するとともに、当該従業員の就業制限を行うこと。

ウ　従業員が本病院構内において新たに感染症に罹患したおそれがある場合、本病院は運営事業者に速やかに連絡を行う。

(3) 施設が出席を要請した防災訓練や研修会等に参加すること。

(4) 利用者へのサービスの向上のために、定期的にアンケート等を実施し、サービスに反映させること。

(5) 毎月当初に、前月分の売上高等、県が求めるところにより定期報告を行うこと。

(6) 受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがあること。

(7) 許可期間が満了し、又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。

(8) 退去の際には、次の設置運営者への移行が円滑に行われるよう引継ぎに協力すること。

(9) 契約の内容は県において作成し、最優秀提案者と県との２者の間で契約を締結するものとします。

(10)その他県又は本病院から指示等がある場合は、速やかにこれに対応すること。

(11)従業員の更衣、床頭台の予備台の保管等のため、スペースを要する場合は別途協議するものとします。